

○南幌町中学生国際留学プログラム事業実施要綱

平成26年3月24日教育委員会告示第1号

改正

平成31年3月26日教委告示第3号

令和3年3月30日教委告示第2号

南幌町中学生国際留学プログラム事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、次代を担う中学生を海外等に派遣し、外国の異なる文化や生活習慣等を体験させることを通じ、国際的視野の拡大と外国語学習の推進を図り、もって将来国際性豊かな人材を育成するため、必要な事項を定めるものとする。

（派遣先）

第2条 派遣先は、主として英語使用圏の国又は日本国内とし、南幌町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定する。

（派遣人数）

第3条 派遣人数は、毎年度予算の範囲内で教育委員会が決定する。ただし、原則としてこの事業の参加は1回とする。

（派遣期間及び日程）

第4条 派遣期間は、長期休業中の10日間以内とし、その日程は、教育委員会が決定する。

（派遣の中止）

第5条 感染症の蔓延等、派遣生徒の健康に重大な影響が生じる可能性がある場合には、南幌町教育委員会教育長が中止の判断をする。

（研修内容）

第6条 研修内容は、定められた日程に従い、次のとおりとする。

- (1) ホームステイ研修
- (2) 語学研修
- (3) 生活文化及び自然体験研修
- (4) 学校体験研修
- (5) その他教育委員会が必要と認める研修

（派遣者の資格要件）

第7条 派遣する生徒は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 南幌町立南幌中学校に在籍する生徒若しくは南幌町に居住する中学生。
- (2) 参加申込み時において、基礎的な英会話能力を有し、かつ、国際社会に対する興味をもっていること。
- (3) 心身ともに健康で、研修での諸活動に耐えられること。
- (4) 本人が積極的に研修を希望し、保護者の同意が得られること。
- (5) 事前研修、本研修、事後研修全てに参加できること。
- (6) 計画に従って、規律ある行動及び団体生活ができること。

（申込み）

第8条 派遣希望する生徒は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 中学生国際留学プログラム事業参加申込書兼保護者承諾書（様式第1号）
- (2) 健康診断書（学校所定のもの）

（派遣者の決定）

第9条 教育委員会は、前条の規定により、提出があったときは、選考審査を経て、派遣者を決定するものとする。

2 教育委員会は、派遣者を決定したときは、中学生国際留学プログラム事業派遣決定通知書（様式第2号）により、本人に通知するものとする。

3 前項に規定する通知を受けた者は、中学生国際留学プログラム事業誓約書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（派遣費用）

第10条 派遣に係る費用として、交通費、宿泊料、現地教育機関関係諸費用、旅行保険料等経費の1割程度を参加者負担金とし、参加者負担金を控除した経費について町が負担する。

2 要保護世帯又は準要保護世帯については、前項に規定する参加者負担金を免除するものとする。

3 派遣手続（パスポート、ビザ、写真等）の経費及び私的な諸費については、参加者の負担とする。

（事前研修及び事後の活動）

第11条 派遣者は、教育委員会が行う事前研修に参加しなければならない。

2 派遣者は、研修後2か月以内に、派遣の成果を報告文（2千字程度）にまとめ、教育委員会に提出しなければならない。

3 町は、広報紙、ホームページ等により研修の成果を広く住民に周知するものとする。

（派遣取消）

第12条 教育委員会は、国際留学に派遣する生徒として不適当な事由が生じたときは、その生徒の派遣を取り消すことができる。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日教委告示第3号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日教委告示第2号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。